

地域金融機関と外部専門家への期待

人口減少や低金利環境の継続等を背景に、地域金融機関を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。地域金融機関が、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を継続的に発揮するためには、自身の経営理念を踏まえた適切なビジネスモデルを確立し、創意工夫を重ねていくことが重要である。他方、地域においては、厳しい経営環境に直



金融庁長官

遠藤俊英

な経営基盤を確保する上で重要と考えられる。

こうした観点から、金融庁としては、規制緩和等により、地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた環境整備を進めるとともに、対話等を通じて、地域金融機関における自主的な取組みを促している。さらに、財務局とも連携しながら、地域企業やその支援関係者（地方自治体、商工会議所、外部専門家）から、

地域の現状や産業構造等について幅広く話を伺っているが、企業経営者等からは、「税理士や支援団体には早めに色々と相談する」「創業期の資金繰りは、税理士等の方が熱心」など、税理士をはじめとする外部専門家の方々が日頃から身近な存在であるといった声が聞かれている。

面する中で、経営改善や事業再生、事業承継等が必要な企業が多数存在している。地域金融機関においては、地域企業の経営課題を的確に把握し、その解決に向け、適切なアドバイス・ファイナンスの提供等の支援を実践する必要がある。こうした取組みが、企業の生産性向上を通じた地方創生の実現のみならず、金融機関自身にとっても継続的

また、金融庁若手有志による「地域課題解決支援チーム」が地域に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点となつて、創業支援など地域課題の解決に資する施策を共同企画・実施するなど、「地域経済エコシステム」の推進にも取り組んでいる。外部専門家の方々には、地域経済エコシステムを形成する

地域企業の支援関係者として、引き続き地域の活性化にご尽力頂きたい。

さらに、昨年は、担保・保証に過度に依存しない融資を促進する観点から、「経営者保証に関するガイドライン」の浸透・定着を促進している旨申し述べたが、円滑な事業承継への対応が喫緊の課題となる中、その阻害要因となり得る事業承継時の経営者保証の取扱いを明確化する観点から、金融庁では、関係団体と連携し、事業承継時に焦点を当てた同ガイドラインの特則を2019年12月に策定した。同ガイドラインや特則の浸透・定着に向けては、引き続き、外部専門家の方々の協力が必要不可欠である。例えば、税理士による書面添付は、ガイドライン要件の充足状況の検証に当たり、経営の透明性を確保する有力な手段であり、こうした支援を通じて経営者と金融機関の橋渡しを行うことを期待している。

令和という新たな時代を迎え、「金融育成庁」として、金融サービスの多様な利用者・受益者の視点に立って、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による豊かな国民生活の実現に向けて、関係者の皆様との対話を深めてまいりたい。